**◆◆◆毒物劇物(一般・農業用品目・特定品目)販売業登録更新申請について◆◆◆**

* 申請から登録までの標準的事務処理期間：14日
* 申請手数料：6,400円
* 提出部数：　1部（写しを取って、控えを保管してください。）
* 有効期限の失効する１ヶ月前までに、申請書に必要な書類を添えて行うことが必要です。（有効期限を過ぎれば、新規の登録申請が必要です。）

**１．毒物劇物販売業登録更新申請**

毒物劇物販売業の登録は６年ごとに更新をうける必要があります。（毒物及び劇物取締法第４条）

１－１．毒物劇物販売業登録更新申請に必要な書類

（１）登録更新申請書(毒物及び劇物取締法施行規則別記第５号様式)

（２）登録票

１－２．毒物劇物販売業登録更新申請書の記入上の留意点

（１）一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業のいずれかを○で囲むこと

（２）登録番号及び年月日は、登録票と照合し正確に記入すること。

登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日とすること。

（登録票の交付年月日と間違えないように注意すること）

（３）店舗の所在地及び名称は、登録票をよく確認の上記入すること

（４）毒物劇物取扱責任者の住所又は氏名に変更のあった場合は、変更後の住所又は氏名を記入し、その旨を備考欄に明記すること（氏名が変更した場合は、同一人であることを確認する為、戸籍抄本や住民票等が必要となります。）

（５）繰上げ更新を希望する場合には、備考欄に｢繰上げ更新希望｣と朱書きすること

（６）申請年月日は提出日を記入すること

（７）押印が無い場合は必要に応じ、本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明、国家資格の証明書等）の提示を求めることがあります。

１－３．登録票

（１）登録票の原本を添付すること

（２）登録票を紛失した場合には、紛失理由書を添付すること

別記第５号様式（第４条関係）

　　　　　　　　　　　 　 一般販売業

毒物劇物 農業用品目販売業　登録更新申請書

　　　　　　　　　　　 　特定品目販売業

|  |  |
| --- | --- |
| 登録(許可)番号及び  登録(許可)年月日 |  |
| 店舗の所在地及び  名称 |  |
| 毒物劇物取扱責任者の  住所及び氏名 |  |
| 備考 |  |

　一般販売業

上記により、毒物劇物の　農業用品目販売業　の登録の更新を申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　特定品目販売業

　　　　　年　　　　月　　　　日

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

豊中市長　　　殿　　　　　　　　　　　　　　連絡先　℡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者